

いすみそだち認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農地の生態系機能を向上させることにより、いすみ市の農業を生産性向上と自然生態系保全が両立する持続可能な農業に育てていくために、自然と共生する里づくり連絡協議会（以下「協議会」という。）が、一定の基準に基づいて生産される農産物を「いすみそだち」として認証し、認証の表示により、栽培方法等の情報が消費者に効果的に認知されるよう、必要な事項を定めるものとする。もって、食の安全やおいしさを求める消費者ニーズに応えつつ、農業が生態系や人々の健康、持続可能な社会と密接にかかわっていることへの理解を増進し、環境、社会と調和した地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(認証対象農産物)

第2条 認証の対象農産物は、いすみ市内で、不特定多数の消費者への販売を目的に、おおむね1アール以上の面積で生産される野菜とする。

(認証基準)

第3条 いすみそだちの認証基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 生産過程において、化学合成農薬及び化学肥料を使用しないこと
- (2) 遺伝子組み換え品種でないこと
- (3) 放射線照射を行わないこと
- (4) 土壌の性質に由来する農地の生産力維持増進を図るため、地域由来の資源が用いられていること

(認証の申請資格)

第4条 認証の申請を行うことができるものは第2条に該当する農産物の生産者のうち、いすみ市内に住所又は事業所を有する者及びその団体とする。

(認証の申請)

第5条 認証を受けようとする者は、農産物を生産する当該年度当初に協議会に申請書を提出する。

(認証の審査及び決定)

第6条 協議会は、前条の規定による申請があった場合は、申請の内容について、検査・確認する。

- 2 協議会は、前項の検査・確認を踏まえ、認証基準に適合すると認められる場合、認証を決定し、当該申請者に認証書を交付する。
- 3 協議会は、前条の申請内容が認証基準に適合しない場合、その理由を付して、認証しない旨を当該申請者に通知する。

(認証の表示及び認証マークの使用)

第7条 第6条第2項の規定により認証書の交付を受けた者(以下「受証者」という。)は、当該農産物の出荷販売にあたり、認証の表示を行うことができる。

- 2 認証の表示は、認証マークを農産物又は包装・容器等に直接貼付するか、印刷により行う。
- 3 認証マークを、認証農産物以外に付してはならない。
- 4 協議会は、認証の表示が不適切であると判断した場合、認証を取り消すとともに、認証マークの使用中止を命ずる。

(実績報告)

第8条 受証者は、認証農産物の生産出荷実績について、翌年度の4月末までに実績報告書により、協議会に報告する。

- 2 翌年度の4月末までに出荷販売が終了していないものは、出荷販売終了後、速やかに実績報告書により、協議会に報告する。

(認証の有効期間)

第9条 認証の有効期間は、第6条第2項による通知の日から認証農産物の出荷販売を終了する日までとする。

(認証内容の変更)

第10条 受証者は、認証された内容に次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合は、その内容を遅延なく協議会に報告する。

- (1) 受証者の名称が変更されたとき
 - (2) 代表者の氏名が変更されたとき
 - (3) 受証者の構成員に著しい変更が生じたとき
 - (4) 認証基準に適合しない状況に至ったとき
 - (5) 協議会が報告の必要があると認める事項が生じたとき
- 2 協議会は、前項の報告について、その内容が認証基準に適合しないなど、認証の継続に不都合が生じる場合、認証を取り消す。

(認証の取消)

第11条 協議会は、第7条第4項及び第10条第2項の規定によるほか、受証者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、その認証を取り消す。

- (1) 第3条に規定する認証基準に適合しなくなった場合
- (2) 偽りその他不正な手段により認証を受けた場合

(3) その他、協議会が特に認証を取り消すことが必要と認めた場合

2 前項の規定により認証を取り消された者は、当該農産物の認証表示による出荷及び販売を直ちに中止する。

3 協議会は、第1項の規定により認証を取り消したときは、該当者に故意または重大な過失がないと認められる場合を除いて、翌年から起算して3年間は、該当者に対しての認証を行わない。

(受証者の遵守事項)

第12条 受証者は、次の各号に規定する事項を遵守しなければならない。

(1) 認証農産物の適正な栽培、出荷、販売及び品質管理に努めるとともにこれらの記録を生産年から起算して3年間保管すること。

(2) 消費者及び取引業者等に対して誤解を与えることのないよう、表示及び認証マークを適切に使用及び管理すること。

(3) 生産ほ場に、次の事項を記載した看板を設置すること。

ア いすみそだち認証農産物の生産ほ場であること

イ ほ場番号及び面積

ウ 認証番号

エ 栽培責任者の氏名

団体にあっては、団体の名称、代表者又は担当部署名

オ 栽培責任者の住所

(4) 認証農産物の生産及び出荷に関する情報を必要に応じて公表し、消費者及び取引業者等からの照会に対して、説明責任を果たすこと。

(5) 協議会が行う現地調査について、円滑に進むよう協力することともに、その指示に従うこと。

(6) 協議会が残留農薬の調査等を行う場合、必要な試料の抽出及び提供等は無償で行うこと。

2 受証者は、他の機関等から農薬の残留等について不適切な事実を指摘された場合には、直ちに事実関係の調査、確認及び原因の究明を行い、結果を協議会に報告しなければならない。

3 受証者は、認証農産物に係る事故または苦情が発生した場合及び第11条の規定による認証の取消等によって損失が生じた場合は、自らの責任によって対処しなければならない。

(現地調査)

第13条 協議会は、必要と認めるときは現地調査を行い、受証者に改善その他の措置を講じるよう指示することができるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。